

「子ども・被災者支援法」に基づく 資料11 自主避難者の公営住宅への入居について

本施策の根拠及び背景

●「支援対象地域に居住していた避難者について、新規の避難者を含め、公営住宅への入居の円滑化を支援」する旨、「子ども・被災者支援法」（平成24年法律第48号）に基づく「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」（平成25年10月11日閣議決定）に記載。

自主避難者の公営住宅への入居に際し、配慮を行うよう事業主体に要請（平成26年6月18日付国土交通省住宅局長通知）。

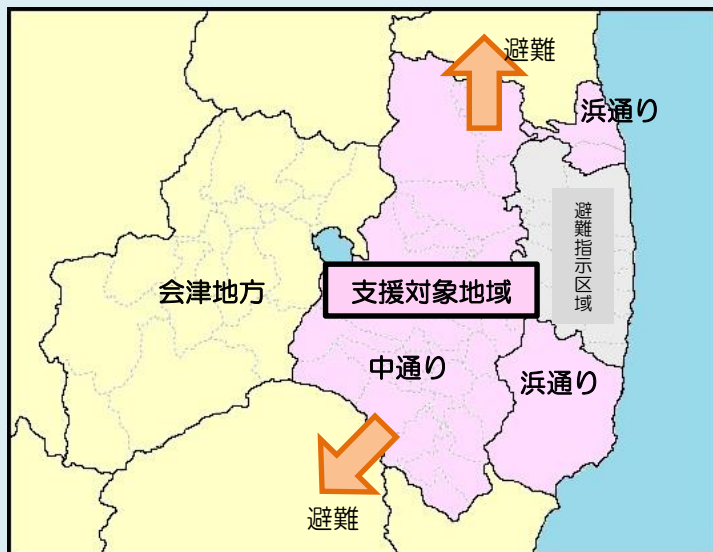
本施策の対象者

平成23年3月11日時点で、支援対象地域（右図参照）に居住していた以下の方が対象。

（1）現在避難している方

※主に、福島県外のみなし応急仮設住宅（民間賃貸住宅）等に入居している方を想定。

（2）新たに避難する方



本施策による配慮の内容

入居要件等	本施策の創設前		本施策の創設後
①優先入居	—	⇒	優先入居の取扱いを行う。
②住宅困窮要件	住宅を所有している者は、原則として不可。	⇒	支援対象地域に住宅を所有している場合でも、対象にできる。
③収入要件	入居者及び同居者の所得金額の合計額を算定基礎とする。	⇒	家族が2地域に分かれて避難している場合、世帯全員の所得金額の合計額に1/2を乗じた額を算定基礎とすることができる。
④その他	居住地要件（「県内に住所を有すること」）等	⇒	可能な限り緩和する。

本施策の利用希望者数（実績）

○居住実績証明書*の発行件数：694件（平成31年4月末現在）

※ 本施策の対象者であることを証明するため、避難元市町村が発行する証明書。（本施策を活用して入居申込みを行うために必要なもの）

本施策を実施している地方公共団体

○施策実施済み都道府県・政令市：63都道府県市（平成31年4月末現在）

（①～④のうち、すべて又は一部対応済みのもの）

【都道府県：45都道府県】

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

【政令市：18政令市】

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、熊本市

○上記63都道府県市のうち、

◇以前からすべての方に対して居住地要件を求めている：33道県市

【都道府県：32道県】

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

【政令市：1市】新潟市

◇自主避難者に対し、条例等の改正等により居住地要件を緩和：26府県市

【都道府県：11県】栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、滋賀県、京都府、兵庫県、長崎県、沖縄県

【政令市：15市】札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、熊本市

自主避難者に対して倍率優遇等を実施している例

○当選倍率を一般の応募世帯に比べ優遇

北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、静岡県、島根県、岡山県、広島県、佐賀県、鹿児島県、札幌市、さいたま市、千葉市、静岡市

○優先入居の募集枠を設定し募集を実施※

北海道、岩手県、福島県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、京都府、和歌山県、山口県、愛媛県、長崎県、札幌市、京都市、堺市

※自主避難者世帯のみを対象として募集枠を設定する場合のほか、高齢者や障害者など優先する対象世帯全体に自主避難者世帯も含めて募集枠を設定する場合も含む。

国住備第139号

平成31年1月15日

各都道府県・政令市
住宅主務部長 殿

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

支援対象避難者に対する公営住宅への入居円滑化支援について（再周知）

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号。以下「子ども・被災者支援法」という。）第5条第1項の規定に基づき、「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」（平成25年10月11日閣議決定）が定められ、子ども・被災者支援法第1条に規定する被災者生活支援策として、「支援対象地域に居住していた避難者について、新規の避難者を含め、公営住宅への入居円滑化を支援」する旨が位置づけられています。

公営住宅への入居円滑化に係る支援については、別添のとおり「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の公営住宅への入居について」（平成26年6月18日国住備第32号。以下「公営住宅入居円滑化通知」という。）において、対象地域に居住していた避難者（以下「支援対象避難者」という。）の公営住宅への入居の取扱い等に関し、支援対象避難者の優先入居、支援対象避難者の収入要件及び住宅困窮要件等入居要件の緩和について、特段の配慮をお願いしてきたところであります。

しかしながら、今なお支援対象避難者が避難されている状況にあることから、引き続き、支援対象避難者の居住の安定を図り、もって支援対象避難者の不安の解消及び安定した生活の実現を図っていく必要があると考えるため、改めて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言として通知します。各事業主体におかれましては、公営住宅入居円滑化通知に基づき、公営住宅への入居円滑化を図っていただくよう特段の御配慮をお願いいたします。

なお、貴管内の事業主体（政令市を除く。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

(別 添)

国 住 備 第 3 2 号
平成26年6月18日
最終改正 国 住 備 第 1 7 4 号
平成29年3月31日

各都道府県知事・政令市長 殿

国土交通省住宅局長

「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の公営住宅への入居について

今般、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号。以下「子ども・被災者支援法」という。）第5条第1項の規定に基づき、「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」（平成25年10月11日閣議決定。以下「基本方針」という。）が定められ、子ども・被災者支援法第1条に規定する被災者生活支援等施策として、「支援対象地域に居住していた避難者について、新規の避難者を含め、公営住宅への入居の円滑化を支援」する旨が位置づけられたところです。

このため、対象地域（別表に掲げる市町村をいう。）に居住していた避難者（以下「支援対象避難者」という。）の居住の安定を図り、もって支援対象避難者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与するため、支援対象避難者の公営住宅への入居の取扱い等に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言として通知致しますので、各事業主体におかれましては、対象地域からの新規避難者の受け入れも含め、地域の住宅事情、ストックの状況等を総合的に十分勘案の上、下記の通り取扱われるよう特段の御配慮をお願い致します。

貴管内の事業主体（政令市を除く。）に対してもこの旨周知されるようお願い致します。

記

1 支援対象避難者の優先入居について

支援対象避難者については、その住宅に困窮する実情に応じて、地域の住宅事情、ストックの状況等を総合的に勘案して、優先入居の取扱いを行うことが可能であること。

2 支援対象避難者の範囲について

優先入居を認められる支援対象避難者の範囲は、平成23年3月11日時点で、対象地域に居住していた者であること。

3 支援対象避難者であることの確認方法について

公営住宅に入居しようとする者が支援対象避難者に該当するかについては、避難元市町村（平成23年3月11日時点で、当該公営住宅に入居しようとする者が在住していた対象地域内の市町村をいう。）が発行する別記様式の証明書（以下「証明書」という。）により確認すること。

4 支援対象避難者の収入要件及び住宅困窮要件について

(1) 収入要件について

公営住宅法第23条第1号に規定する収入要件については、母子のみ、父子のみの避難の場合等、健康上の不安等のやむを得ない事情により世帯から別居して生活する場合があると考えられることから、世帯の一部の者のみが公営住宅に入居しようとする場合にあっては、原則として、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号の規定に基づき別途国土交通大臣の定めるところにより認定した金額を所得金額として収入認定を行うこと。

(2) 住宅困窮要件について

公営住宅法第23条第2号に規定する住宅困窮要件については、公営住宅に入居しようとする者が証明書を提出した場合には、対象地域に住宅を所有していても、入居の申し込み時点の居住実態をもって現に住宅に困窮していることが明らかであると判断されれば、住宅困窮要件を満たすものとして取り扱うこと。

5 その他の入居要件について

条例等で、収入要件と住宅困窮要件以外の入居要件を設定している場合には、当該要件が支援対象避難者の入居を妨げるものがないよう取扱うこと。特に居住地要件と独立生計要件については以下のとおり取扱うこと。

(1) 居住地要件について

条例等で、「県（市区町村）内に住所を有すること」又は「県（市区町村）内に住所又は勤務場所を有すること」のような要件（居住地要件）を設定している場合には、住民票の有無だけで判断することなく、以下の書類のいずれかによって居住実態の有無について総合的に判断すること。

- ・雇い主、所属長、不動産会社又は家主による居所を証明する書類
- ・居住地における住宅の賃貸借契約書 等

(2) 独立生計要件について

条例等で、「独立の生計を営む者であること」のような要件（独立生計要件）を設定している場合には、支援対象避難者は独立生計要件を満たすものとして取り扱うこと。または、独立生計要件から支援対象避難者を除外すること。

6 その他

以上の取扱いについては、子ども・被災者支援法附則第2条に規定する支援対象地域の見直し、東京電力株式会社による原子力損害に対する賠償の状況等福島に対する支援等の状況を踏まえて公平の観点から所要の見直しを行うことに留意すること。

(別表)

福島県中通り	福島市、郡山市、白河市、須賀川市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町
福島県浜通り	いわき市、相馬市、南相馬市の一部、広野町、楡葉町、富岡町の一部、川内村、浪江町の一部、葛尾村の一部、新地町、飯舘村の一部

※上記からは、避難指示区域を除いている。

以上

災害公営住宅の供給計画及び整備状況

(令和元年6月30時点)

県名	供給計画 ^{※1}	整備状況 ^{※1}							
		用地確保		設計着手		工事着手		工事完了	
		A	B (B/A)	C (C/A)	D (D/A)	E (E/A)			
8県合計^{※2}	30,202戸	874 地区	30,202 戸 (100.0%)	873 地区	30,151 戸 (100.0%)	868 地区	29,910 戸 (99.7%)	862 地区	29,836 戸 (99.5%)
3県合計^{※2}	29,778戸	849 地区	29,778 戸 (100.0%)	848 地区	29,727 戸 (100.0%)	843 地区	29,486 戸 (99.7%)	837 地区	29,412 戸 (99.4%)
岩手県・宮城県 計	21,656戸	659 地区	21,656 戸 (100.0%)	659 地区	21,656 戸 (100.0%)	658 地区	21,557 戸 (99.5%)	653 地区	21,495 戸 (99.3%)
岩手県	5,833戸	216 地区	5,833 戸 (100.0%)	216 地区	5,833 戸 (100.0%)	215 地区	5,734 戸 (98.3%)	210 地区	5,672 戸 (97.2%)
宮城県	15,823戸	443 地区	15,823 戸 (100.0%)	443 地区	15,823 戸 (100.0%)	443 地区	15,823 戸 (100.0%)	443 地区	15,823 戸 (100.0%)
福島県^{※2}	8,122戸	190 地区	8,122 戸 (100.0%)	189 地区	8,071 戸 (100.0%)	185 地区	7,929 戸 (100.0%)	184 地区	7,917 戸 (100.0%)
地震・津波被災者	2,807戸	68 地区	2,807 戸 (100.0%)	68 地区	2,807 戸 (100.0%)	68 地区	2,807 戸 (100.0%)	68 地区	2,807 戸 (100.0%)
原発避難者	4,890戸	105 地区	4,890 戸 (100.0%)	104 地区	4,839 戸 (100.0%)	102 地区	4,767 戸 (100.0%)	102 地区	4,767 戸 (100.0%)
帰還者^{※3}	425戸	17 地区	425 戸 (100.0%)	17 地区	425 戸 (100.0%)	15 地区	355 戸 (83.5%)	14 地区	343 戸 (80.7%)
青森県	67戸	5 地区	67 戸 (100.0%)	5 地区	67 戸 (100.0%)	5 地区	67 戸 (100.0%)	5 地区	67 戸 (100.0%)
茨城県	274戸	9 地区	274 戸 (100.0%)	9 地区	274 戸 (100.0%)	9 地区	274 戸 (100.0%)	9 地区	274 戸 (100.0%)
千葉県	49戸	2 地区	49 戸 (100.0%)	2 地区	49 戸 (100.0%)	2 地区	49 戸 (100.0%)	2 地区	49 戸 (100.0%)
長野県	28戸	8 地区	28 戸 (100.0%)	8 地区	28 戸 (100.0%)	8 地区	28 戸 (100.0%)	8 地区	28 戸 (100.0%)
新潟県	6戸	1 地区	6 戸 (100.0%)	1 地区	6 戸 (100.0%)	1 地区	6 戸 (100.0%)	1 地区	6 戸 (100.0%)

※1 () はH31.3月末時点の供給計画に対する割合(進捗率)

※2 8県合計、3県合計及び福島県の進捗率には、帰還者向け災害公営住宅の戸数を含んでいない。

※3 福島県の帰還者向け災害公営住宅については、供給計画は未確定(上記では現時点の計画戸数及びこれに基づく暫定的な進捗率を記載)。

※4 戸数については、速報値であり、今後変更となる可能性がある。

※5 進捗率については、「調整中」(意向確認を行っているものなど)の戸数を除いた進捗率を示している。「住まいの復興工程表(H31.3月末時点)(福島県の原発避難者向け123戸)

注) 地区数及び戸数は以下の時点で計上

「用地確保」

①用地売買に係る契約を締結した時点又は自己所有地への災害公営住宅の整備を決定した時点

②防災集団移転促進事業と併せて整備する場合は、用地の売買・譲渡・借地契約を締結した時点

③土地区画整理事業と併せて整備する場合は、集約換地による災害公営住宅の建設を念頭に置いて従前地を取得した時点、または、仮換地指定により、公営住宅の位置が決まった時点

④漁業集落防災機能強化事業と併せて整備する場合は、漁業集落防災機能強化事業の用地契約時点

「建築設計着手」

: 建物本体の設計委託契約を締結した時点

「建築工事着手」

: 建物本体工事の建設工事請負契約締結時点

「建築工事完了」

: 建物の引き渡し日